

保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利**についてご理解をお願いします。



参考パンフレット

ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



「生命(いのち)の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。



参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)

URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがごさいます。

性被害に関する
ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

内部窓口 076-226-2111

副校長 森田圭一

外部窓口 #8891 ワンストップ支援センター

#8103 性犯罪被害相談電話(警察)

076-223-8955 パープルサポートいしかわ

076-223-9553 石川県中央児童相談所

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法

検索 🔍

こどもまんなか

こども家庭庁



こどもの性被害を防ぐために

【金沢大学附属学校園】の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

＜「性暴力」の例＞

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ 従事者への研修
- などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

◆ 附属学校園職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- 不同意わいせつ(児童等の意に反して長時間抱きしめる、マッサージをする など)
- 痴漢(児童等に不必要な接触を行う など)
- 盗撮(ルール外の方法で、児童等の写真・動画を撮影・管理する など)

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

